

中小企業のみなさんへ

貸付限度額を2,000万円に引き上げ!

石狩市

中小企業特別融資制度 のご案内

石狩市中小企業特別融資資金の運転資金の貸付限度額を1千万円から2千万円に引き上げるとともに、貸付期間を5年以内から7年以内に延長します。(平成28年4月1日より適用)

融資内容

資金用途	運転資金	設備資金
貸付限度額	2,000万円以下	2,000万円以下 (自家用乗用自動車は除く) ※注1
貸付期間	7年以内 (据置1年以内)	10年以内 (据置1年以内)
貸付利率	1年以内 → 長期プライムレート + 0.1% 1年超 → 長期プライムレート + 0.5%	※注2
償還方法	割賦償還または一括償還	
担保・保証人	北海道信用保証協会の定めるところによる	

※注1 自家用乗用自動車=車検証の用途・区分が「自家用」かつ「乗用」で、乗車定員が10名以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車

※注2 長期プライムレートに変動があった月の翌々月の1日より融資を受けたものに適用

対象者

- ・市内に独立した事業所(店舗を含む)を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいること
- ・市税を完納していること
- ・個人事業主は市に住民登録、法人は市に対して法人設立(変更)届出を行っていること
- ・下記内容のいずれかに該当すること

① 中小企業者 次の業種毎に定める「資本額(出資の総額)」、「従業員数」のどちらか一方の条件を満たしている方

業種	資本額	従業員数
製造・建設・運輸業・その他の業種(下記以外の業種)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

② 組合等 中小企業協同組合法による事業協同組合および企業組合
商店街振興組合法による商店街振興組合

あっせん申込先

- ・石狩商工会議所 (石狩市花川北6条1丁目5 TEL:0133-72-2111)
- ・石狩市企画経済部商工労働観光課 (石狩市花川北6条1丁目30-2 TEL:0133-72-3166)

取扱金融機関

- ・札幌信用金庫 石狩支店 ・北海信用金庫 花川支店 ・北門信用金庫 石狩支店、浜益支店
- ・(株)北洋銀行 花川北支店、花川南支店 ・(株)北海道銀行 花川支店

※裏面に「石狩市中小企業特別融資貸付金利息補助金」のご案内があります。

お問合せ先

石狩市企画経済部商工労働観光課 (市役所3階)
☎0133-72-3166

中小企業のみなさんへ

石狩市

応援します!

中小企業特別融資制度のご案内

石狩市中小企業特別融資制度では、市内の中小企業者等を応援します。

1. 低利で融資します! (石狩市中小企業特別融資資金)
2. 支払った利子を補助します! (石狩市中小企業特別融資貸付金利子補助金)

支払った利子の一部を補助します! (石狩市中小企業特別融資貸付金利子補助金)

対象者

石狩市中小企業特別融資資金をご利用されている方。

利子補助率

融資利率の**最大0.5%** (平成19年4月末日までに融資を受けられた方は、最大2%)

申請方法

申請期日までに市役所商工労働観光課へ申請書類を提出願います。(郵送可)

対象期間	申請期日
上期分(4月~9月返済分)	10月1日~10月末日
下期分(10月~3月返済分)	4月1日~4月末日

申請書類

- ・ 中小企業特別融資貸付金利子補助金交付申請書 (別記第1号様式)
- ・ 請求書

申請書類は、下記の取扱機関^{※1}または石狩市ホームページ^{※2}より取得できます。

※1 取扱機関

- ・ 石狩商工会議所 ・ 石狩北商工会 ・ 市役所商工労働観光課 (本庁舎3F)
- ・ 取扱金融機関^{※3}

※2 石狩市ホームページ

<http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/>

※3 取扱金融機関

- ・ 札幌信用金庫石狩支店 ・ 北海信用金庫花川支店 ・ 北門信用金庫石狩支店、浜益支店
- ・ (株)北洋銀行花川北支店、花川南支店 ・ (株)北海道銀行花川支店

※裏面に「石狩市中小企業特別融資制度」のご案内があります。

お問合せ先 石狩市企画経済部商工労働観光課 (市役所3階)
☎0133-72-3166